

[宮城寛淳議員 登壇]

○11番 宮城寛淳議員 一般質問を通告書にしたがって行いたいと思います。この就学援助制度について、文部科学省から改正をした通達が皆さんの所にも来ているはずでございます。平成29年3月31日付けで文部科学省初等中等教育局長から各都道府県の教育委員会教育長に宛てています。それで、おおまかに言えば援助を必要とする時期に、すみやかに支給ができるように、中学校だけではなく小学校についても改正をいたしましたと、それで各都道府県におかれましては必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村の教育委員会に周知していただきますようお願いいたしますという内容で来ています。それを踏まえた上でのこの質問です。最初に、就学援助制度における小中学校の新入学児童生徒に対する学用品費、要するに入学のための支度金の支給ができないかどうか1点目です。

それから2点目は、那覇市では今年度、中学校に入学する六年生が3月に受け取ることができるようになっていました。それが本町でも実施できないかであります。

それから3点目に、本町におきまして就学援助を受けている割合はどうなっているのか。それから、目安となる所得以下であるのに援助を受けていない、要するに対象になっているけれども援助を受けていない方はどれぐらいなのか割合をぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから4点目に、保護者に制度のこと、それから申請方法などもれなく伝わっているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから5点目に、文部科学省では、新入学児童生徒学用品等の予算価格の見直しが行われています。本町ではその補助額の改正を行う考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、質問事項2です。今年度は特に一括交付金が1億円近くの減額となって、2年の事業を3年に延ばしたり中断したりしていますけれども、町政報告でしたか実効性を担保する経費の確保を念頭に選択と集中による予算編成を行っていくと述べられていました。そういう中で皆さん方から資料として出された29年度当初予算嘱託員の一覧表に予算ベースで増減が出されています。それから、臨時職員も増減が出されていて、これによりますと、嘱託員が28年度と比較して19名減、臨時職員は32名減、合計で51名の減となっているわけです。ですからそのように多くの皆さんが雇止めとなるわけですが、それによる各部署への影響はどうか。もちろん中には選挙があったのでその選挙に係わった臨時職員が辞めたと、そういうものはだいたいわかるのですが、中にはこれまであった人数が同じような事業であるものですからそのへんの影響をお伺いしたい。

2点目に、特に幼稚園の給食支援員が6人からゼロとなっています。それから、幼稚園のヘルパーですけれども、預かりのヘルパーさんが4名から1名と、この一覧表によりますとそうになっています。幼稚園は給食もそのまま続けていくわけですから、では今までが

余分な人員だったのかなというような疑問が湧きまして、その点がどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから3点目に、国保特会への一般会計からの繰入れを問うということで、これまでもこの国保については平成27年の9月定例会でもだいたい同じような質問をしています。一般会計からの繰入れをなぜしないのかと。繰入れしていないのは、沖縄前期高齢者の交付金が全国に比べて少ない、そのために赤字となっていると、その赤字をはっきりさせるために繰入れをしていないのだと、このことに間違いありませんかと問いましたら間違いありませんと答えています。それから、繰入れしないメリットはなにかと私が質問しましたら、国へ要請している財政支援の有無、都道府県単位化などの状況を踏まえながら判断しているというようなことでした。しかしながら、その後もいろんなことで質問したりしますと、平成30年から全県統一化した後、赤字分は各市町村でやはり対処しなければいけないと何度か聞きました。もしそうであるのであれば、30年度から赤字対策をするよりも早めに、そう言っても1、2年しかないのですが早めに一般会計から繰り入れて赤字対策をすることも必要ではないかとこの(1)で質問をしています。要するに、国保特会は平成26年度より一般会計からの繰入れをやめている。国保会計の赤字は14億円あまりである。平成30年度の全県一つの国保会計となるがそれまでの赤字分は各始祖で対処することになるとこれまで説明がありました。平成30年度から赤字対策するより赤字解消のため今年度より一般会計から繰り入れて赤字を減らす方策をとってはどうかというような質問です。以上です。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員のご質問にお答えいたします。質問事項1番の就学援助制度についてでございますが、(1)、(2)は関連いたしますので一括して答弁します。新入学児童生徒に対する学用品費については、現在、毎年度8月に支給しております。入学前の支給については、町就学援助事務取扱要綱で、新入学児童生徒学用品費等の給付時期が8月となっており、同要綱の改正や補正予算での対応が必要となります。そういうことで、本町としましても平成30年度の新入学児童・生徒より入学前の新入学児童生徒学用品費等、いわゆる入学支度金でございますがそれを支給できるように検討しております。

(3)でございます。就学援助を受けている方の割合は、平成28年度、小学生が15.6パーセント、中学生が19.9パーセント、小中合計が17.7パーセントでございます。就学援助の申請時に所得情報などの個人情報について本人の同意を得て行っておりますので、申請のない世帯についての所得状況の把握はできないため援助を受けていない割合については算出できません。

(4)でございますが、本町の就学援助制度の周知につきましては、新学期開始時に制度周知のチラシを全児童・生徒に配布しています。また、町広報誌及び町ホームページへの掲載も行っております。今後とも制度の周知につきましては、効果的な方法を調査検討してまいります。

(5)でございます。本町では、文部科学省の就学援助費目区分にない「校納金」や「幼稚園の給食費」についても援助を行っております。新入学児童生徒学用品費等助成額の改正につきましては、今後、調査検討してまいります。

質問事項2. 多数の嘱託職員や臨時職員の雇い止めの影響に関するご質問(2)でございますが、平成28年度より4歳児教育の開始に伴い、幼稚園給食支援に加え新たに加配教諭、預かり保育加配教諭を増員しました。4歳児保育を実施したところ、加配教諭、預かり保育加配教諭で対応が可能でありました。そのため、29年度は、幼稚園給食支援員を配置せず、加配教諭、預かり保育加配教諭の配置となりました。また、幼稚園ヘルパー預かりについては、予算で午前中のヘルパー9名、ヘルパー預かり1名の合計10名の予算措置であります。現在の配置状況は午前中のヘルパー7名、ヘルパー預かり3名の合計10名の配置となります。幼稚園給食支援員は、新たな新規事業の対応のための配置、ヘルパー配置については該当園児の在籍に対しての対応となることから余分な人員ではございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目(1)についてお答えします。ご質問の臨時職員等の減による事務の停滞や各交付金への影響、町民サービスの低下及び時間外勤務の増加につながる影響は現時点ではありません。

質問事項3点目、国保特会への一般会計からの繰入れ(1)についてお答えします。平成28年度の本町一般会計、国保会計の決算状況、8月に県が示す納付金の試算や財政支援の検討状況も確認しながら、引き続き今後の本町国保財政を見極め検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 就学援助金について、入学してから必要になる例えばランドセルとか制服とかいろいろあるのですけれども、入学前に準備してもらったほうが要保護・準要保護の困っている皆さん方ですのでやったほうがいいということでの質問でした。30年度に支給できるよう検討しますということですので、ぜひ支給するようにやって欲しいと思います。

それで要綱の改正、補正予算が必要だということですが、この要綱はすぐに改正できると、今年度中にできると皆さん方はみているわけですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 教育委員会としましては、12月議会までに、早くて9月、12月までに要綱の改正、また補正予算の対応がありますのでそれを要求して、整いましたら早期に実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひ早めに対応をお願いしたいと思います。

それから、本町のそういった援助を受けている小中学生の割合ですが、実は昨年6月1日現在で社保協がアンケートを出して全県で答えてもらっているのですが、それでは南風原町が小学校16.0で中学校が20. いくらかだったのでちょっと時間がたっている状況でそのように減ってきたのかなと思います。各町村を見ますと、20パーセント、24パーセント、30パーセント、那覇市などは小学校が23.9、中学校が30.8とあるのですが、もちろん収入の少ない方が多いからと言えばそれまでなのですが、ただ、周知の方法でだいぶ変わってきているとも言われています。例えば西原町でしょうか、ホームページ、広報誌、前年度に認定を受けている者には新たに案内の文書を送るとか、全児童生徒にチラシを配布するとか、教育委員会がホームページに申請して載せるとか、民生委員がその児童の所へ回っていくとかいろいろやっている、要するに周知を徹底するというものを行って、その対象者の皆さん方が気付かなかったところに援助を行っていくということもあるわけです。ですからそういう意味ではその割合をもっともっと増やす、取りこぼしがないよう行わなければいけないのではないかと思います。皆さん方の答弁では、申請がないと分からないから把握できないとのことですが、以前に聞いた話で例えば学校給食費がちょっと滞るとその方には年度の途中ででも行っているとありました。それ以外にそういう方法で、その所得以下なのに申請をしていない皆さん方の把握の仕方を考えられませんか。今後どういうふうに行っていくのか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 就学援助の周知につきましては、実際、対象者であるがやっていないという把握はできませんが、これが保育所の保育料、幼稚園の保育料の非課税世帯が小学校、中学校になると就学援助の対象になる世帯でありますので、その世帯を29年度現在で参考にした場合は、保育園・幼稚園で非課税世帯の率が17.7パーセントです。29年

度の就学援助の申請者が19.6パーセントということで、幼稚園・保育園対象者世帯の率よりも就学援助の申請者の率が高いことから、本町内においては就学援助の周知はできていると認識しております。また、先ほども議員さんからありましたように、給食費の滞納世帯についてもあらゆる機会をとおして同制度の周知は図っているところであります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 せっかくこういった制度はあるわけですから、それを困っている皆さん方にはぜひ支給をして欲しいと思います。それから、制度の費用ですけれども、文科省で費用の改定、特に説明によるとランドセルなのか、色付きセルとなっていてこれまでより限度が倍になっているのです。国が半分負担ですよ。限度は大きくなったのに、南風原町の額が以前のままだとその分しかもらえないわけですね。これまでの分で足りているのかどうか、そこも考えるべきではないのかと思います。国がせっかく限度額を上げたわけですから、南風原町にも検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 文科省の要保護支援の入学支度金改定については、要保護児童生徒に対するものでありまして、要保護の場合には生活保護で教育扶助を受けていない世帯が対象となります。南風原町におきましては、要保護世帯の対象者は教育扶助を受けていることから、この改定にあった額についての援助は対象となりません。南風原町の要保護世帯の現在対象の世帯に対しては、修学旅行費・医療費が対象となりますが、この2つの項目について南風原町では実費支給となっていることから、今回の文科省の改定について影響は出てこないこととなります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今度のこの点は、新入学児童生徒学用品費の改定なのだけども、南風原町は別の教育支援を行っていると言ったのですか。もちろんこれは要保護のほうですけれども、その部分で南風原町は当たらない。すみませんがもう一度答弁してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 本町の要保護児童生徒につきましては、生活保護の保護費で需給、援助を受けているということですから、これは対象費目に当たりません。この就学援助の要保護の新入学児童援助費を受けるには、生活保護費で教育扶助を受けていない世帯が対象になります。南風原町では生活保護を受けている世帯は教育保護も受けていることから、この入学支度金については対象とならないということになります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに生活保護の中で生活扶助を受けていない方が対象だと、南風原町ではそれをやっているのだから対象にならない。つまり、今度の改正では南風原町の入学前の学用品費には当たらないということですね。分かりました。その点は終わりたいと思います。

2点目に移りたいと思います。臨時職員の大量雇い止めの件ですけれども、(1)については町民サービスへの低下、時間外勤務の増加など影響はありませんとありますが、実際に4月からですから4、5、6とまだ3カ月やっていないのでどうなのかと思います。1つ、民生部でレセ点検がありましたよね。あれが3名だったのが2名になったのか、4名から3名になったのかな。チェックするレセの量というのはそんなに変わらない、余計に多くなると思うのですけれども、その人数を減らしたと、例えば八重瀬町もそれだけでやっているからと説明がありました。例えばああいうものとか実際に影響ないのか、全く影響はないのか。あの時の説明では時間を長くするとおっしゃったのか、違いましたでしょうか。就業時間と言うかそのチェックをする時間とか。人数を八重瀬町並みに減らしたということでしたっけ。その人数を減らしての影響は全く出ていないのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。同規模の保険者、八重瀬町あるいは西原町と比較して、同人数程度にということで4人から3人にしたということでございます。もちろんレセプトの件数自体はそんなに変わらないわけですから、4人でやっていたものが3人にということではありますが現在のところ定時で帰れておりますし、レセ点検を確認してもそんなに影響は出ていない。現時点ではそのような状況です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひ職員アンケートを取って欲しいと思うのですけれども、なかなか表に出てこないところも実はあるのではないかと。これだけ人数が減らされると普通は影響が出て、数字だけ見てですよ。もちろん事業がないのもあるわけですから、それは抜

きにしても、嘱託・臨時51名が減となれば何らかの影響があってもおかしくないというのが普通じゃないのか。まだ3カ月ですので、もう少し様子を見て、なるべくだったら職員アンケートでもとって調べてみたほうが、影響ははっきりと出てくるのではないかと思います。やるかやらないかは皆さん方ですので、私からやれとは言いません。ぜひそういうこともやって欲しいと思います。その点はこれで終わりたいと思いますが、あとは特に教育委員会のところで給食支援員は加配教諭、それから預かり保育の加配教諭でカバーできたということですね。要するに問題ないということですね。

それから、ヘルパーですけれども、皆さん方の資料によると幼稚園ヘルパー預かりは4名から1名と3名減になっています。もちろん幼稚園ヘルパーは合計で10名となっているのですけれども、午前中のヘルパー7名、預かり3名の計10名というのはどういうことなのか。この表には出てこないような。それともこの9名というのを別々に午前と午後に分けてということなのか。要するに人数は変わらないということになるのですか。28年度は幼稚園ヘルパーというのが9名、それから預かりで4名の13名なのですね。13名が10名になっているわけですから、これではいかにも同じような感じに見えるのですけれども、それとも下に書いてある園児の在籍に対する対応とありますので13名から10名に3名減らしでもいいぐらいの園児の減と言うのかそういうことがあったのかその点をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 ただいまの件につきましては、教育長からの答弁にありましてとおおり、ヘルパーは対象園児に対して対応していることから、ヘルパー配置の児童が前年度よりは少なかったと、少ない人数で対応できるということでの減となっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 3名も減らすという、要するに各幼稚園1人ずつなのか1カ所なのかよく分かりませんが、そんなに子どもたちの減があったということなのか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この特別支援の支援員配置につきましては、園とわれわれ教育委員会と連携をとりまして必要な園児に対しては必要な人員を配置しております。仮に1人の支援員で複数をみる場合や1対1の対応の場合もありますが、今回につ

いてはただの人員削減ではなく園からの要望について適切な人数の配置、必要な人数の配置は行っていると理解していただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 園からの要望で必要な人数とのことですがけれども、皆さん方のほうから園に例えば今度予算が大変だということで減らすことができるところはないのかと、そういう指示はなかったのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 幼稚園の職員体制につきましては、予算では要求どおり満額認めてもらっております。そのためにこちらから要求したとおりの満額配置となっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今度のこの嘱託員・臨時職員の大幅な減というのは、最初に施政方針でも皆さん方は述べているように選択と集中でしたか、そういうような言い方で予算の関係があるのでぜひ切り詰められるところは切り詰めるというような指示があったかに見受けられます。要するに、そうでないとこの予算が組めないということ。ですから僕はそういうところもなかったのかという感じが今でもしていますけれども、幼稚園ではそうではないと、満額もらっているということなのでそれはそれで終わります。ただ、確かに事業の中断とかいろいろあって人数が減っている、必要なくなった選挙などもはっきり分かるところ含めての51名ですが、事業に本当に必要なかったのか心配しているところで、次に移ります。

県は8月にしか統一に向けての全体像は見えないということなのかな。8月に示す納付金の試算云々ありますけれども、今後どういうふうにするかは8月にしか出ない。それと前期高齢者の交付金が沖縄はどうしても全国に比べて低いことも増額するように求めているという話を聞いていますけれども、それがはっきりしないと、またこれまで一般会計からの繰入れを医療費の何パーセントと決めて行ってきたものをやらないと。29年度、30年度にきっちり県の統一になるかどうか、30年度からとは言っていますがやらないということです。沖縄県では繰入れなしが今のところ南風原町と栗国村と北大東、竹富町と社保協の資料ではそうになっています。それからアンケートに答えていない所が6町ありますので、少なくとも31市町村は繰入れを行っています。資料は16年6月1日現在の資料です。31市町村はこういうふうには繰入れを行っている。そういうところから見ますと、赤字分若



しくは前期高齢者が全国に比べて割合が低いことの補てんが国からなされるという時、この赤字分しか補てんされないとかそういうふうになるのですか。皆さん方はそういうふうには踏まえているのかな。赤字は全部積み立てておかないと、この分を財政支援はしてもらえない。だから赤字を減らすことをしないで全部を大きく見せるということなのか。皆さん方はそういうふうにお思いなのですか。赤字は減らさないでおくということは、それだけ全部補てんしてもらえないのではないか、もらえるかも知れないのかな。皆さん方はどういうふうにお考えですか。これが出ないと今後の国保会計の在り方について、国や県が示さないとこっちもさっちもいかない感じの答弁をしているのですが、では皆さん方はどういうふうにお思いなのかお聞かせ願えませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。累積で積み上がった赤字の分に対して、国からの財政支援というようには考えておりません。毎年度の国保会計において、国が今後どのようなかたちで沖縄の前期高齢者制度による影響に対して支援してもらえるか。そういった部分はその各年度での国保会計の運営に影響してきます。そういった部分も見極めながら、そして先ほど副町長の答弁でありました県が8月に示す納付金とは単一化に向けての県スケジュールの中では8月となっております。納付金の試算が8月に示されると、そして先ほどの答弁での財政支援の検討状況というのは、4月末に沖縄振興拡大会議がございまして、町長より県に対して30年度からは県も国保財政運営の責任主体となる、保険者となるわけですから、そういった意味で県の財政支援を要請したということございまして、先ほどの答弁の財政支援を見極めるという部分は県の財政支援、県の検討状況はどうかという部分も確認しながらということでございます。29年度までに積み上がった今年度分まで積み上がった赤字額というのは、それぞれの保険者・市町村が解決していかなければいけないものですので、30年度以降とかあるいは場合によっては今年度どうなるか今後の決算状況を見極めながら独自で解決していかなければいけませんので、ただこれは累積赤字が14億近く積み上がっていますので一気に無理ですから、それを何年計画でやっていくかといった部分も考えていかなければいけません。28年度の決算の状況、そして県が示す納付金の状況、そういったものを見極めていき今後何年でどのようにしてこの累積赤字を解消していくか、そういうふうに関後予定しているということでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今、部長がおっしゃったように、累積赤字は各市町村で対処しなければいけないということですね。その累積赤字に対して前期高齢者のこれまでの足りない分を国に要請しているけれども、この分は入るわけではないと、でもその赤字の原因

はこの前期高齢者交付金が全国に比べての割合減が大きな要因だと分かっているのですがその分で埋めるわけではない。30年度以降、各市町村でこれまでの累積赤字は解消しなければいけない。僕が27年度に質問したのはそこだったのです。どうせ30年度あとにやっっていかなければいけないわけですから、普段から一般会計に入れておけば、要するに借金の返済が長くなればなるほど少なくて済むわけですよ。ですから、早めにやっておいたほうが返済はいいのではないかなという質問なのです。他の部分のところが県の納付金がいくらになるとか、県の30年度から一般会計繰入れとか財政支援とかいろいろ要請しているみたいですがそのへんの話はまた国保の在り方の問題が出てくるのであって、この累積赤字に対する支援のものではないのであれば早めに一般会計から繰り入れて少しでも赤字を補てんしていくというのがよろしいのではないですか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。全体的な財政運営の考え方でございますので、自治体によってはその各年度で一般会計から繰り出しているという所もございます。本町もこれまでずっとそういうような、5パーセント程度は一般会計から拠出していた時もございます。ただし、先ほどからあるように国保の前期高齢者という交付金の制度がございまして、そのころから激変してきたのも事実です。その制度ができた2年後から、本町はそういったことで赤字はしっかりと見せると言うか明確にしたいということで今やっているような補てんせずの予算編成、その方針でこれまで議会にも説明してきました。やはりこの国保だけを切り取ってみるのではなくて、全体的な財政というので一般会計がどれぐらい必要か、一般財源が必要かも考慮しないとけませんので、先ほど民生部長からもありました29年度についても当初予算は過去の組み方と同じように累積赤字としてそのまま一般会計から繰り入れせずに予算編成はしてきております。30年度から県も新たな国保の主体者となって運営が始まるわけでございますので、そのへんで県からいかほどの支援があるのか、新たなシステムが始まりますのでそれも見極めながら、今ある累積された赤字の部分は何年で返すのかどのようなパターンで返していくのか、これは今年度で新たな財政計画も策定しますのでそのへんも検討課題になると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 総務部長のおっしゃる財政は国保だけではないので、他のところにもお金を使わなければいけない、それはよく分かりますけれども、少なくとも累積赤字は解消しなければいけないわけですから、そうであれば早めに返していたほうがずっといいと思います。後年に赤字を回しているということになっているわけですよ。これまで26、27、28、29年の4年であれば2,500万円ぐらいだったら1億になるわけですからね。

そういうような感じでやるべきだったと僕は思います。その点では一般会計の財政が厳しいことは分かりますけれども、しかし、その部分は回していても良かったのではないかと思います。基金がいくらでしたっけ。前の質問では15億ぐらいあるとかおっしゃっていましたので、その一部が減るぐらいですからできたと思います。以上。